

建設業法違反と両罰規定

（平成四年（あ）第一二二九号 平成七年七月一九日最高裁第二小法廷決定
判例時報一五四二号一四〇頁 刑集四九卷七号八一二頁）

川崎友巳

一 事実の概要

本件の被告人は、山口県徳山市の建築塗装を業とする有限会社甲塗装工業の代表取締役である。被告人は従来、個人として建設業の許可を受け「甲塗装工業」の名で塗装業を経営していたが、これを法人組織に変更して建設業の許可を受けることにした。ただし、このような組織変更にあたっては、建設業法上、専任技術者を同社におく必要がある。しかし被告人自身は道路交通法違反事件を係争中であり、近い将来服役することが確実になっていたため被告人以外の者に専任技術者を求めなければならなかつた。そこで被告人は昭和六二年一〇月頃、妻のAと共に謀のうえ有資

格者Bの名義を借り、建設業法七条二号所定の専任技術者を同社におく旨、虚偽の事実を申告し、山口県知事から同法三条に定める一般建設業（塗装工事業）の許可を受けようと企てた。そして現実にはBが前述の甲塗装工業に常時雇用された事実はなく、かつ同人が甲塗装工業において専任技術者として働く意志もないのに、B名義の「一級技能検定合格証書」添付の「専任技術者証明書」等を提出し、虚偽の事実を申告して有限会社甲塗装工業の塗装工事業に関する一般建設業の許可を申請し、県知事より許可を受けた。

被告人は、このような行為が建設業法四五条一項三号が定める「虚偽の事実に基づいて一般建設業の許可を取得した罪」に該当するとして、建設業法違反で起訴された。その際、起訴状には「罰条」として「建設業法三条一項（建設業を営もうとする者に対する都道府県知事からの許可取得義務を定めた規定）、昭和六二年法律第六九号による改正前の同法四五条一項三号（虚偽又は不正の事実に基づき三条一項の許可を受けた者を罰することを定めた規定）、同法四八条（両罰規定）、刑法六〇条」が記載されていた。

第一審の山口地判平成三年三月二六日は、被告人に対しても懲役六月を言い渡し、「法令の適用」において、「建設業法三条一項、昭和六二年法律第六九号による改正前の同法四五条一項三号、同法四八条、刑法六〇条」を示した。被告人は事実誤認を理由として控訴したが、原判決である広島高判平成三年一二月二四日は、所論を排斥した後、原判決が、法令の適用において昭和六二年法律第六九号による改正前の建設業法四八条を適用した点につき、建設業法四八条は「行為者とともに法人を処罰するときの規定であるから、本件の場合に適用すべきものではないが、右適用の誤りは判決に影響を及ぼすものとはならない」と付言した。

これに対して、被告人から上告がなされたのが本件である。上告の趣意は、原判決には「判決に影響を及ぼす重大な事実の誤認があり、著しく正義に反する」というものであったが、最高裁は、これを刑訴法四〇五条の上告理由にあたらないとして棄却したうえで、職権により法令の適用について次のような判断を示した。

二 決定要旨

「本件において、虚偽の事実に基づいて建設業法三条一項の許可を受けた者は有限会社甲塗装工業であり、被告人は、同社の代表取締役として、同社の業務に関し、右違反行為をしたのであるから、昭和六二年法律第六九号による改正前の建設業法四八条に『その行為者を罰するほか』とあることにより、同法四五条一項三号の罪の行為者として処罰されるものと解すべきである。したがって、原判決が被告人の本件行為に対しては同法四八条を適用すべきでないとしているのは誤りであるが、この違法をもつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものとは認められない」。

なお、本件では法人自体は起訴されなかつたようである。⁽¹⁾

三 研究

一 問題の所在

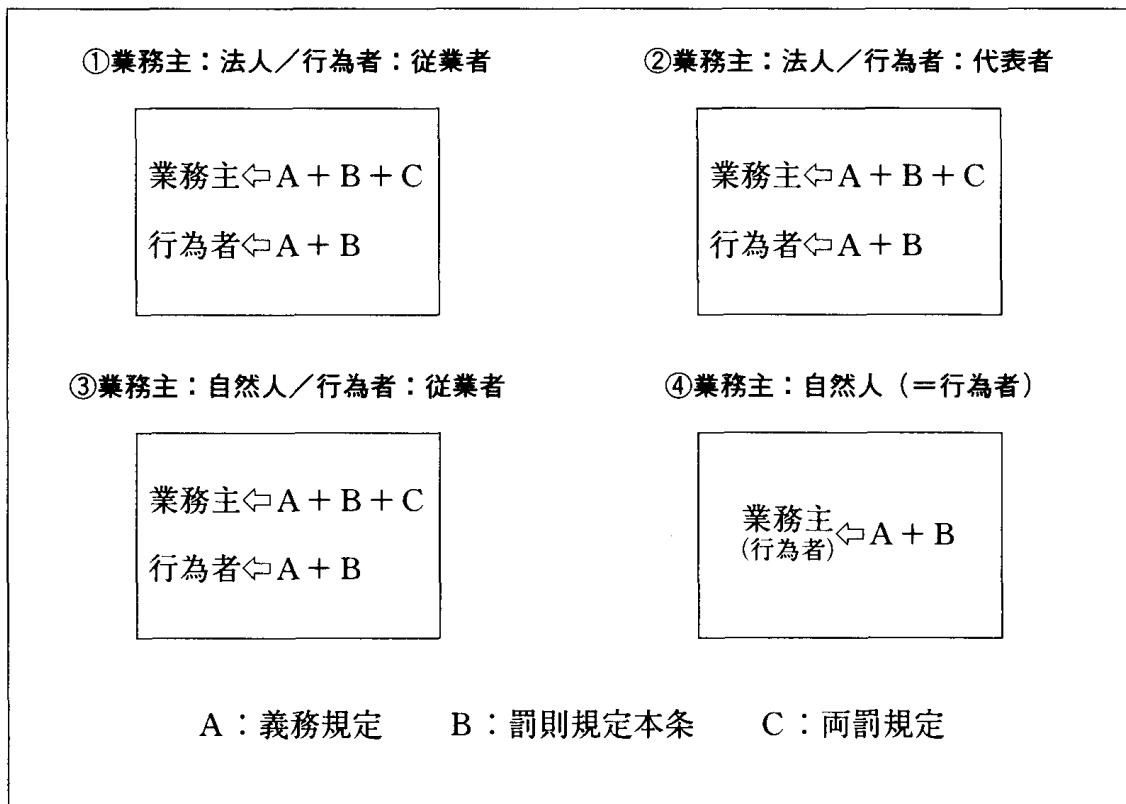
(1) 本件は、前述した事実関係において有限会社の代表者である被告人を処罰するために、両罰規定の適用が必要か否かが問題とされたものである。両罰規定を採用する行政法規においては、一般的に、まず、

①一定の命令・禁止を定めた義務規定がおかれ、次に、②その義務に違反した場合の罰則規定（罰則規定本条）がおかれ、最後に、③違反が業務に関連して行われた場合に、行為者を罰するほか業務主も処罰する旨を定める規定（両罰規定）がおかれている。

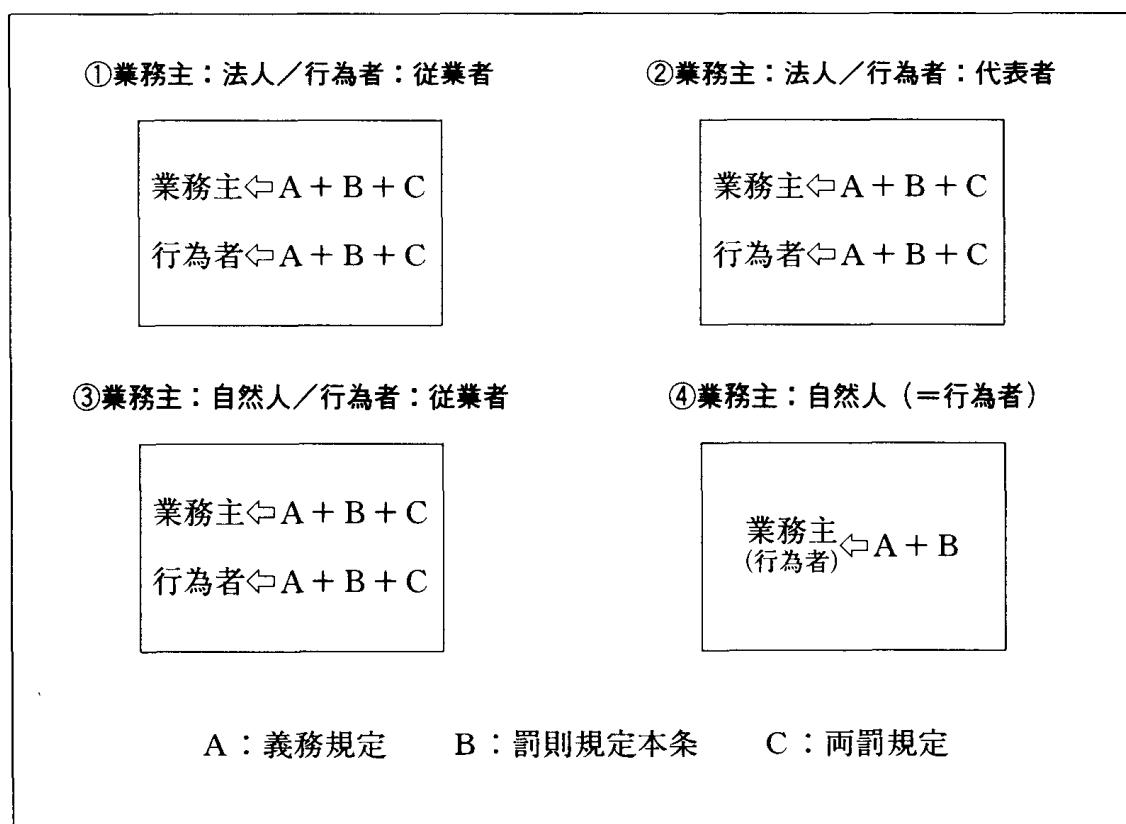
(2) 従来、法人業務主が行政法規の定める義務に違反した場合、実際に違反行為を行った法人の代表者や従業者などの自然人行為者は、いずれの規定によって処罰されるのかが問題とされてきた。この問題を処理するにあたっては、まず義務規定の形式に着目し、①義務の名宛人を特定の身分の者に限定する名宛人限定型と、②名宛人を特定の身分に限定しない名宛人非限定型に分ける必要がある。このうち後者については、名宛人に限定がないから、代表者や従業者といった行為者自身も義務規定の名宛人であり、義務の名宛人がその義務に違反した場合、罰則規定本条によって処罰されることは明らかである。なお、名宛人限定型の中でも、名宛人に代表者や従業者など自然人行為者を含むことを明記している場合（たとえば労働基準法一〇条など）や罰則自体が従業者処罰を明記している場合（たとえば証券投資信託法三〇条など）も、同様に罰則規定本条によって処罰されることに問題はない（図I参照）⁽³⁾。

これに対して、名宛人が業務主に限定されており、代表者や従業者らの自然人行為者を処罰する明文規定がない類型の場合、これらの行為者は名宛人ではないので、義務規定に違反した者を処罰する旨を定めた罰則規定本条だけでは処罰することができないところから、問題が生じる。そこで判例・通説は、名宛人が法人業務主の場合、代表者や従業者については、「行為者を罰するほか」と規定する両罰規定の適用が必要であり、これによつて本来的には名宛人ではなかつた自然人行為者を名宛人に含めるように構成要件が修正され、その処罰が可能になるという両罰規定適

図I 名宛人非限定型の行為者処罰適用規定



図II 名宛人限定型の行為者処罰適用規定（両罰規定適用説）



用説（構成要件修正説）を採用してきた（図Ⅱ参照）⁽⁴⁾。

(3) したがって、本件において、被告人の処罰について両罰規定の適用が必要か否かを判断するにあたっては、建設業法四五条一項二号の罰則規定に対応する義務規定が名宛人限定型であるのか、非限定型であるのかが重要なポイントとなる。ところが、建設業法は、四五条一項三号において、「虚偽又は不正の事実に基づいて第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）を受けた者」を二年以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処すると規定しているが、「虚偽又は不正の事実に基づく許可取得」の禁止という四五条一項三号に対応する明文の義務規定は存在しない。つまり、本条が名宛人限定型にあたるのか、非限定型にあたるのかを判断する対象が見当たらないのである。

本決定は、職権判断において、「虚偽又は不正の事実に基づく許可取得」の禁止は、業務主である有限会社甲塗装工業に対しても向かれたものであり、行為者である被告人を処罰するためには両罰規定である四八条が必要であると述べた。言い換えるれば、本規定を名宛人限定型であると判断したわけである。しかし、本決定では、法令の適用の誤りが指摘されているにとどまり、どのような根拠からその結論が導かれたかは明らかにされていない。また、義務規定の名宛人が限定されているのか否かが明らかでない場合について、両罰規定の要否が問題になつたことは、最高裁ではこれまでにはなかつたので、ここからも本決定の根拠を見出すことはできない。⁽⁵⁾

そこで、判例・通説が支持する両罰規定適用説を前提とした場合、罰則規定本条に対応する義務規定が存在しない本件において、いかなる方法によつて名宛人限定型か非限定型かを判断したのか、そしてその判断は妥当なものであつたのかという点について検討しておく必要がある。以下では、これらの点について、これまでに公にされた本決

定についての解説や評釈を参考にしながら、若干の検討を加えたい。

二 若干の検討

(1) 本決定を検討するにあたっては、これまで判例が、義務規定の名宛人限定型と非限定型をどのような基準で区分してきたのかに注目する必要がある。しかし、この点について明確に判断を下した判例は、これまでのところ存在しない。また、学説においても、両者を区分した後、名宛人限定型の場合に、行為者を処罰するために両罰規定の適用が必要か否かが主として争われ、どのような方法で区分するのかという点には、それほど関心は向けられてこなかった。その理由は、おそらく名宛人限定型と非限定型の区分は、義務規定の規定形式によって機械的に可能であるとされてきたことに起因するものと思われる。つまり、「何人も……してはならない」と規定している場合は、名宛人非限定型であるのに対して、「(一定の身分を有する者)は、……してはならない」と規定している場合は、名宛人限定型と考えられてきたのである。⁽⁶⁾

(2) 本決定の評釈の中にも、こうした機械的な区分を前提とするものがあり、⁽⁷⁾ 本決定が建設業法四十五条一項二号を名宛人限定型とした理由を次のように説明する。すなわち、同法四十五条一項二号が、「同法二条一項に規定された無許可営業を禁止するための補充的な規定である点に着目するならば、四十五条一項一号が三条一項に対応しているのと同様、『建設業を営もうとする者』が名宛人というべきであり」、「こうした『何々業を行おうとする者』という定め方が、名宛人限定型であることは、すでに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律一四条一項において肯定されている」とするのである。これは、建設業法の他の条文から四十五条一項二号に対応する義務は、「建設業を営もうとする者」に対して課されていることを導き出す一方で、「産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行なおうとする者」

に対する許可申請義務を定めた廃棄物の処理及び清掃に関する法律一四条に違反したとして、同法二五条の罪で産業廃棄物処理業を営む協同組合の代表者が起訴されたという事案につき、「産業廃棄物の収集……業として行おうとする者」という名宛人を限定型であるとした最決昭和五五年一一月七日を根拠として、「……業を行なおう（営もう）とする者」という規定形式はすべて名宛人限定型であると解し、ここから同様の規定形式である建設業法四五条一項三号も、限定型であると結論づけたものである。また、これと同様に、名宛人限定型と非限定型の区分にあたっては、当該法規において「採用された立法の形式的側面」を重視すべきであるとする立場から、建設業法四五条一項二号の名宛人は、同法の他の規定から「建設業を営もうとする者」と考えられ、この規定形式は、最決昭和五五年一一月七日で「問題となつた廃棄物処理法と同様の立法形式の義務規定であるから、同判例に従えば」、「名宛人限定型義務規定であることが明らかである」⁽⁹⁾とも説かれている。

(3) たしかに、どの範囲の者を法律上の義務者とするかは立法政策上の問題であり、義務規定が名宛人限定型か非限定型かを判断するにあたって、当該規定がどのような立法形式を採用しているのかは重要なポイントとなる。しかし、「……業を行おうとする者は、……しなければならない」という義務規定は、「……業は、……しなければ営んではならない」と書き改めても、同じ規制内容を確保できるようにも思われる。⁽¹⁰⁾義務規定の名宛人を特定の身分の者に限っているのか否かの判断は、こうした形式によつて一義的に決まるものではない。義務規定の名宛人が一定の者に限定されている場合、その義務違反の犯罪は、身分犯といふことになるが、この身分犯にいふ「身分」とは、「一定の犯罪行為に関する犯人の人的関係である特殊の地位または状態のすべて」⁽¹¹⁾を指すのであり、そこには強姦罪における

る男性や目的犯の目的など規定の形式や文言からは直接導き出せないものも含まれるのである。つまり身分犯か否か

(12)

の判断は、当該法令の他の条文も参照しながら、①法益を侵害することが特定の地位や状態にある者のみに可能か否か、②行為の性質上、その主体が特定の地位や状態にある者のみに限定されるか否か⁽¹³⁾、さらに③両罰規定をおく行政法規の場合、特定の地位や状態にある者だけに義務を課した方が行政目的が効果的に実現されるか否かという実質的な基準によって行われるべきである。たとえば、前述した機械的な区分を前提とする立場が根拠としたように、最高裁は、昭和五五年一一月七日決定において、「産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者」が名宛人限定期であるとの判断を示しているが、この判断は「……業を行なおう（営もう）とする者」という立法形式の義務規定がすべて名宛人限定期であるとしたのではなく、生活環境の保全と公衆衛生の向上という廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的を実現するために、産業廃棄物処理業の業務主（「産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者」）のみに対して営業の許可を適正に受ける作為義務を課し、この「作為義務者」という身分を有する者に義務規定の名宛人を限定したものと解するべきであろう。⁽¹⁴⁾

(4) こうした点をふまえて、改めて本件に立ち返ってみると、建設業法四五条一項二号は、「虚偽又は不正の事実に基づいて第三条第一項の許可を受けた者」を三年以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処すると定めている。そこで、四五条一項三号の前提となる許可の取得について定めた三条一項をみると、「建設業を営もうとする者は、……當業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない」と規定している。このように建設業法が當業許可制度を採用しているのは、「建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつ

て、建設工事の適切な施工を確保し、発注者を保護とともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与する」ためである（同法一条）。こうした行政目的を実現するためには、前述した廃棄物の処理および清掃に関する法律の場合と同じく、建設業の業務主に対し、営業の許可を適正に受けける行為義務を課し、無許可営業と併せて虚偽・不正事実に基づき許可を受けることも禁止する必要があろう。したがって、四十五条一項三号は、建設業の許可を受ける行為義務のある業務主（「建設業を営もうとする者」）が許可を受けるにあたって、「虚偽又は不正の事実に基づく」ことを禁止していると解することができる。⁽¹⁵⁾

本件において建設業の業務主は、被告人自身ではなく、被告人が代表取締役をつとめる有限会社甲塗装工業である。したがって、許可の適正な取得という行為義務を課されるのも有限会社甲塗装工業であり、その義務に違反したのも法人業務主である有限会社甲塗装工業ということになる。こうした判断にあたって、法人の規模や内実は問題とならないから、被告人が代表取締役をつとめる有限会社甲塗装工業が、実質的には被告人の個人企業であることは、この結論の妨げにはならない。⁽¹⁶⁾

一方、被告人は本来的な義務の名宛人ではないので、実際に一般建設業の許可を受けるために虚偽の事実を記載した関係書類を妻と共に謀のうえで提出しても、四十五条一項三号だけでは処罰されない。しかし、被告人の行為は、有限会社甲塗装工業の業務に関連してなされたものであるから、建設業法四八条の両罰規定に「行為者を罰するほか」とあることによつて、四十五条一項の罰則の適用を受けることになる。最高裁の本決定の判断は、このような根拠から導かれたものと思われ、そうであれば妥当な判断であつたと評価することができる。

三 本決定の意義

(1) 最後に、以上の検討から本決定の意義について若干の検討を加えておきたい。

第一に、最決平成七年七月一九日は、義務規定の名宛人限定型について、行為者の処罰には、両罰規定の適用を必要とする最高裁のこれまでの姿勢を踏襲した事例判例ということができる。ただし、前述したように、本決定は対応する明文の義務規定が存在しない類型の罰則規定について、行為者を処罰する際の両罰規定適用の要否に関する最高裁判の判断を初めて明らかにしたものであり、その意味では、一定の意義を見出すことができる。このように、義務規定の名宛人が限定されているか否かが必ずしも明確でない規定は、いくつかの法律においても散見される（たとえば、宅地建物取引業法七九条一号、賃金業の規制等に関する法律四七条一号、鉱業法一九一条一項二号、旅行業法二八条二号、金融先物取引法九四条四号など⁽¹⁷⁾）。したがって、こうした類型の罰則規定についての両罰規定適用の要否に関しては、本決定同様、行政目的の実現・確保など実質的な観点から解釈することによつて導かれることになろう。

(2) 第二に、義務規定名宛人限定型の対応について、最高裁の姿勢が一貫しているにも関わらず、なお判決記載上過誤が後を絶たず、本件のように混乱が生じているのは、現行の両罰規定の複雑さ・不統一性に起因することは明らかである。法律の専門家である裁判官がその適用を誤るような規定は、それ自体問題であり、法制度の抜本的な整理・改善が必要とされているように思われる。

(1) 三好幹夫「判解」法曹時報四九巻二号（一九九七）三〇七頁。

(2) 両罰規定の名宛人限定型における行為者処罰に関する学説の流れは以下の通りである。

(a) 行為者処罰否定説 行為者処罰否定説は、義務規定の名宛人ではない行為者は、罰則規定の本条では処罰できない

が、かといって、両罰規定の「行為者を罰するほか」という文言を根拠に行為者を処罰することも、処罰根拠として十分でなく、罪刑法定主義に反するとして、行為者の処罰を否定する（大沼邦弘「批判」法学セミナー三三四号「一九八二」一三二頁以下）。しかし、本説は理論的にはありうるとしても、行為者の処罰を完全に否定することは結論的に妥当でない。また、行為者の処罰を否定してしまうと、両罰規定中の「行為者を罰するほか」という文言の意味を合理的に説明できない。このため行為者処罰否定説は、今日ではほとんど支持されていない。

(b) 両罰規定適用不要説（本来の義務者説）と両罰規定援用説（解釈規定説） 両罰規定適用不要説は、両罰規定において事業主のみが義務者で、従業者は国家との関係では義務者でないとすると、義務者でない者を処罰するのは、取締の必要ということに尽き、理論的説明が不可能になるのであって、従業者も本来的に義務者であるべきだから、「行為者を罰するほか」という両罰規定の文言を待つ必要はなく、従業者は各本条の違反行為をなしたから罰せられると主張する（八木胖・業務主体処罰規定の研究「一九五五」八五頁以下および一四四頁以下）。

両罰規定援用説は、業務に関する取締は、業務主の手足となつて働く従業員を取り締まるのでなければ効果がないのであり、この取締法規の趣旨から考へると、従業者は、各本条の犯罪主体に含まれると解すべきであり、そのように解したからといって「許されざる類推」ではなく、目的論的解釈から許されるべき拡張解釈であり、両罰規定中の「行為者を罰するほか」という文言は、この趣旨を明らかにした解釈規定にすぎないと主張する（金澤文雄・総合判例研究叢書（17）・法人の刑事責任・両罰規定「一九六二」一〇二頁）。

両罰規定適用不要説や援用説は、昭和三〇年代に主張されたものであるが、当時より次のような二点の批判にさらされてきた。①「事業主」とは経営主体ないし事業の利益帰属主体をいい、個人事業の場合には経営者個人を、法人事業の場合には法人を指すのであり、これに対して「従業者」とは事業主のために義務を果たすべき地位にある者をいうのであるから、いかに取締の必要性を強調しても事業主に従業者も含むと解するのは無理がある。②取締の必要性という点に関しても、どの範囲の者を法律上の義務者と定めるかは立法政策の問題であつて、従業者一般には義務を課さず、事業主または特定の身分のある従業者のみに義務を課すことによつて、法の目的を確実に達成しようとする場合もある

から、従業者一般に義務を課すことが常に取り締り上有益であるとはいえない（原田國男「両罰規定適用の要否」東條伸一郎ほか編・刑事新判例解説(1)「一九九二」一九頁）。こうした批判は広く支持され、両罰規定適用不要説と援用説の二つの見解は多くの支持を得るには至らなかつた。

(c) 両罰規定部分的適用説 両罰規定適用説は、両罰規定適用不要説と両罰規定援用説に対する批判が、主に本來的な義務の名宛人の中に「従業者」までも含む点にあつたことから、代表者と従業者の扱いを区別し、代表者の場合には、明文がなくても遵守義務の名宛人であるのに対し、従業者の場合には、両罰規定の「行為者を罰するほか」という規定によつて初めて処罰しうるとすべきであると主張した（小島建彦「両罰規定における法人处罚と従業者等处罚の関係」刑法雑誌三三卷一・二号「一九七九」一二八頁）。

この説に關しては、「代表者は法人の機關であつて、法人に課された義務を忠実に履行する義務を負う点で」、「若干の説得性を有する」（伊東研祐「法人の刑事责任」芝原邦爾ほか編・刑法理論の現代的展開・總論II「一九九〇」一一七頁）との評価も得たが、代表者の地位や義務は法人との対内的な私法上のものであつて、義務規定によつて法人に対して対国家的に命じられる義務にまでそのまま及ぶものではないとの見解（佐藤文哉「判解」最高裁判所判例解説刑事篇・昭和五五年度「一九八五」二二一頁など）が、多数を占め、また昭和五五年の二つの最高裁決定（後注(4)参照）が、行為者が代表者の場合にも、両罰規定を適用することを明らかにしたことから、現在では支持は少数にとどまつている（佐久間修「判批」平成七年度重要判例解説・ジュリスト一〇九一号「一九九六」一三一頁）。

(d) 両罰規定適用説（構成要件修正説） 両罰規定適用説は、以上の各説が抱えた問題点との調和をはかりながら行為者の处罚を根拠づけるために主張されているもので、今日通説とされている（香城敏磨・行政罰則と経営者の責任「一九七一」三四頁、藤木英雄・行政刑法「一九七六」四九頁、福田平・行政刑法（新版・一九七八）八二頁、土本武司「両罰責任（上）」警察学論集二九卷九号「一九七六」一八四頁、東條伸一郎「企業犯罪と両罰規定」法律のひろば二九卷四号「一九七六」六頁、田中利幸「企業体の刑事责任」西原春夫ほか編・判例刑法研究(1)「一九八〇」一八〇頁以下、伊東研祐・前掲注(2)一七頁など）。ただし、両罰規定の適用によつて、構成要件がどのように修正されるのか

という点については、なお議論は煮詰まつておらず、①行為者にまで義務の主体を拡大すると解する説（香城敏磨・前掲注(2)三四頁、棚町祥吉「業務主体の刑事责任」警察学論集二八卷三号「一九七五」一二頁、原田國男・前掲注(2)二九頁）と、②義務の主体とはならないが、義務者であれば各本条の違反行為にあたる行為をすれば罰せられると解する説（井口浩一「判批」刑事判例評釈集一五卷「一九六〇」二六〇頁、佐藤文哉・前掲注(2)二二二頁）が主張されている。

(3) 棚町祥吉・前掲注(2)一五頁、土本武司・前掲注(2)一八三頁、原田國男・前掲注(2)二八頁。

(4) 両罰規定の名宛人限定型についての行為者の処罰に関する判例の流れは以下の通りである。最判昭和二七年三月一八日（刑集六卷三号四八七頁）において、行為者を罰する場合に両罰規定の適用を不要とし、最判昭和二八年八月一八日（刑集七卷八号一七一九頁）。本判決の評釈として、井口浩一・前掲注(2)二五七頁以下）において、両罰規定をもつてしても本来的には名宛人でない行為者を処罰することはできないとするなど、昭和二〇年代には最高裁のこの問題に関する判断は一貫していなかつた。しかし、最決昭和三〇年二月二日（刑集九卷二号一五七頁）。本判決の調査官解説として、城富次「判解」最高裁判所判例解説刑事篇・昭和三〇年度〔一九五六〕三〇頁以下）を契機として、まず行為者が従業者の場合について、両罰規定適用説を採用し、両罰規定の中の「行為者を罰するほか」という文言によって、行為者も処罰することができるとの姿勢が固められ、それ以後これが堅持されてきた。また行為者が代表者の場合についても、最決昭和五五年一〇月三一日（刑集三四卷五号三六七頁）。本決定の調査官解説として、佐藤文哉・前掲注(2)一一六頁）と最決昭和五五年一月七日（刑集三四卷五号三八一頁）。本決定の調査官解説として、佐藤文哉「判解」最高裁判所判例解説刑事篇・昭和五五年度〔一九八五〕二二七頁）において、両罰規定適用説を採用することを明確にした。

(5) 三好幹夫・前掲注(1)三一〇頁。

(6) 原田國男・前掲注(2)三〇頁以下、土本武司・前掲注(2)一八三頁以下など。

(7) 佐久間修・前掲注(2)一三〇頁。

(8) 佐久間修・前掲注(2)一三一頁。

- (9) 三好幹夫・前掲注(1)三〇九頁以下。
- (10) 三好幹夫・前掲注(1)三〇九頁。さらに、佐藤文哉・前掲注(4)二二三一頁も参照。
- (11) 最判昭和二七年九月一九日（刑集六巻八号一〇八三頁）。
- (12) 大谷實・刑法講義総論（第四版補訂版・一九九六）一三一頁および四六五頁以下。また、西田典之・共犯と身分（一九八二）一六九頁も参照。これに対し、身分の概念に強姦罪における「男性」や目的犯における「目的」などを含むことを否定する見解として、川端博・刑法総論講義（一九九五）五七五頁、同「身分犯の共犯」大塚仁・川端博編・新判例コンメンタル・刑法(3)（一九九六）三五六頁。
- (13) 西田典之・前掲注(12)一二六頁以下、大越義久「身分犯について」内藤謙ほか編・平野龍一先生古稀祝賀論文集・上巻（一九九〇）四〇六頁、伊藤司「身分犯の意義と根拠」阿部純一ほか編・刑法基本講座第二巻・構成要件論（一九九四）三四頁。
- (14) 佐藤文哉・前掲注(4)二三三一頁以下。
- (15) 佐久間修・前掲注(2)一三一頁、三好幹夫・前掲注(1)三一〇頁。
- (16) 三好幹夫・前掲注(1)三一一頁。
- (17) 三好幹夫「判解」ジュリスト一〇八一号（一九九五）八〇頁。
- (18) 法人業務主が、名宛人限定型の義務規定に違反した場合に、実際に違反行為を行った法人の代表者や従業者の処罰について両罰規定の適用が必要である旨が指摘された最高裁の判例としては、注(4)に掲げた三件のほかに、次の九件がある。
① 最決昭和三〇年一〇月一八日（刑集九巻一一号二二五三頁）。②最判昭和三三年七月一〇日（刑集一二巻一一号二四七一頁）。
③最決昭和三四年六月四日（刑集一三巻六号八五一頁）。④最判昭和四〇年五月二七日判決（刑集一九巻四号三七九頁）。⑤最決昭和四三年四月三〇日（刑集二二巻四号三六三頁以下）。⑥最判昭和五八年四月八日（刑集三七巻三号三一六頁以下）。
⑦最決昭和六〇年七月一五日（裁判集二四〇号二五五頁）。⑧最決昭和六〇年一二月一七日（裁判集二四一号五二一頁）。⑨最決昭和六〇年一二月二四日（裁判集二四一号五五七頁）。

さらに、同様の事案につき、高裁段階において原審での両罰規定の適用の誤りが指摘されたものとして、次の六件を見つけることができた。①福岡高判昭和四五年二月二三日（高刑二三卷一号一二二頁）。②東京高判昭和五九年八月二二日（東高刑時報三五卷八・九号六五頁）。③東京高判昭和六一年一二月一八日（東高刑時報三七卷一一・一二号九四頁）。④東京高判昭和六二年二月二三日（高刑速六二年四一頁）。⑤福岡高判昭和六二年八月一八日（判時一二五〇号一四一頁）。⑥東京高判平成二年五月一〇日（判タ七〇三号二一八六頁）。

〔本判決の評釈〕 本決定の調査官解説として、三好幹夫「判解」ジュリスト一〇八一号（一九九五）八〇頁、同「判解」法曹時報四九卷二号（一九九七）三〇七頁。

また、判例評釈として、佐久間修「判批」ジュリスト一〇九一号・平成七年度重要判例解説（一九九七）一二三〇頁以下。